一、氏　名　瓜生　隆吉
　生年月日　昭和三十七年三月八日
　旅券申請上の住所　福岡県北九州市門司区原町別院
二、返納すべき旅券
　旅券番号　TK〇五七五二七五
　発行年月日　二〇〇九年十一月三十日
　旅券名義人　瓜生　隆吉
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、小倉簡易裁判所から覚せい剤取締法違反の罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨が、警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

北海道開発局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年4月5日

北海道開発局長　高松　泰

1　河川の名称　石狩川水系幾春別川
2　廃川敷地等が生じた日　平成24年4月5日
3　廃川敷地等の位置　北海道岩見沢市東町1429番、北海道岩見沢市稔町1291番から北海道岩見沢市北本町東10丁目33番まで
4　廃川敷地等種類及び面積　土地　24,734.81平方メートル

国家試験

水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年四月五日

国土交通大臣　前田　武志

一　新たに一級及び三級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	受験申請書提出期限	合格発表日
釧路水先区	平成二十四年五月八日	北海道運輸局（札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎）	北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（札幌市中央区西十一丁目札幌第二合同庁舎　郵便番号〇六〇―〇〇四二）	平成二十四年四月二十六日（郵送による場合は、四月二十六日必着）	平成二十四年五月二十二日
東京湾水先区		関東運輸局（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎）	関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地　横浜第二合同庁舎　郵便番号二三一―八四三二）		
伊勢三河湾水先区		中部運輸局（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館）	中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館　郵便番号四六〇―八五二八）		
大阪湾水先区		神戸運輸監理部（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎　郵便番号六五〇―〇〇四二）		
内海水先区					
関門水先区		九州運輸局（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館）	九州運輸局海上安全環境部海技資格課（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号　福岡合同庁舎新館　郵便番号八一二―〇〇一三）		

備考　身体検査は、受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。

ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）より通知する。

二　その他

イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年4月5日　秋田地方法務局

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月三日（火）

〇1　一般案件（抜粋）

一、エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針（決定）（内閣府本府）

一、「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（決定）（内閣府本府）

一、平成二十五年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について（決定）（総務省）

一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について（決定）（外務・国土交通省）

一、外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について（決定）（外務・経済産業省）

一、平成二十四年度暫定予算執行に関する手続等について（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

工場財団

秋田市東通二丁目7番35号**秋田製材協同組合**の秋田市河辺戸島字七曲台120番地46秋田スギ大型製材工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押

井南海岸11番地1協和発酵ケミカル株式会社千葉工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年4月5日

千葉地方法務局市原出張所

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の2の規定により公告する。

記

1．商号　アイティーエム証券株式会社
2．本店所在地　東京都中央区日本橋二丁目2番6号
3．登録番号　関東財務局長（金商）第7号
4．登録年月日　平成19年9月30日
5．行政処分の年月日　平成24年3月23日
6．行政処分の内容
　平成24年3月23日から平成24年9月22日までの間、全店舗における全ての金融商品取引業に関する業務（当局が個別に認めたものを除く。）の停止。

平成24年4月5日

関東財務局長　居戸　利明